

平成29年度 第4回 府中市高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画推進等協議会会議録

- 1 日 時 平成29年7月19日（水）午前10時00分～午前11時30分
- 2 会 場 府中市役所北庁舎3階第1会議室
- 3 出席者 <委員>
和田会長、佐藤副会長、金森委員、鈴木委員、原田委員、渡邊委員、足立委員、近藤委員、横手委員、中山委員

<事務局>
(高齢者支援課)
山田高齢者支援課長、大木高齢者支援課長補佐兼地域包括ケア推進係長、奥野地域支援係長、小暮福祉相談係長、石渡介護予防生活支援担当主査、石谷在宅療養推進担当主査、鈴木施設担当主査
(介護保険課)
石川介護保険課長、阿部介護保険課長補佐兼介護保険制度担当主査、奥資格保険料係長、横関介護サービス係長、熊坂介護認定係長
(地域福祉推進課)
阿部地域福祉推進課長、三浦地域福祉推進課長補佐兼社会福祉係長、
- 4 欠席者 日高委員、松木委員、能勢委員、峯委員、山口委員
- 5 傍聴者 3名
- 6 議事事項 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）素案

7 議事内容

(1) 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）素案

ア 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）素案について、資料に基づき、事務局より説明。

イ 質疑応答、意見等

委員 41ページの上から3行目「在宅福祉ふれあい事業」について、正式名称である「在宅福祉助け合い事業」に変更してほしい。また、認知症の高齢者が増えてきているが、地域包括支援センターによって成年後見制度の利用・相談にばらつきが見られる。仕組みづくりまでする必要はないが、再確認を呼びかけるような働きかけも必要だと思う。

事務局 地域包括支援センターにより温度差があるところは否めないのですが、各地域包括支援センターが同じ方向を向き、同じ課題解決に向けた取組ができるように周知していきたい。

委員 53ページの「(1) 生活支援・見守り支援」に「住民」「自治会・町会」「民生委員」などが記載されているが、高齢者見守りや民生委員の活動にかかわる「地域包括支援センター」を追加してほしい。

事務局 確かに地域包括支援センターは地域の見守りの中心的存在でもあるので、追加したいと思う。

委員 42ページ「③一般介護予防事業等の実施」の中で一番大事な最終段落について、どのような方向性になっていくのかももう少し丁寧に説明しないと混乱すると思う。特に地域デイサービスは地味な事業ではあるが、ひきこもりがちな方たちにとって大きな予防の役割を果たしているのです。こうした事業を一気に住民主体の取組に転換することは難しいと思う。今まで地道な成果を上げてきた事業ほど、丁寧な形で住民を巻き込むような転換の方法を検討していかないと、現場に混乱が起これば、事業が後退してしまうことにもなりかねないので、丁寧に記載して、この火を消さないようにしないといけない。

事務局 ほっとサロンを急に住民主体の取組に変えていくと、結果として閉じこもりの高齢者がまた増えてしまうので、急激な変化はしてはいけないと思っている。ただ、総合事業の開始に伴って変化はしなければいけないと認識しているので、なるべくソフトランディングするように事業の見直しを検討していきたいと考えている。各地域包括支援センターと調整しながら、もう少し踏み込んで記載したい。

委員 32ページ「(2) 介護予防の充実」の「①介護予防の普及啓発の推進」の最終段落に「何歳になっても筋力の維持・向上が可能である」とあるが、言い過ぎではないか。「②要支援・要介護状態の重度化を防ぐ施策の推進」の3段落目「適度な運動を行うことで要支援・要介護状態は改善するとされている」についても同様で、もう少しやんわり言ったほうがよいのではないかと。

64ページの「⑤介護基盤の整備」について、担い手をどのように確保する

のかという点が随分あっさりとしている。今ほどこの施設でも非常に厳しい状況になっており、府中市で働くことの良さを出していかないと、介護人材はなかなか集まらない。基盤整備と人材確保について具体的なことを計画する際には、丁寧に考えたほうがよい。

事務局 介護予防推進センターの講座に通っている方については、一定程度体力測定の測定値が上がったという場合がある。「向上」をどこまで劇的なものと捉えるのかは人それぞれだと思うが、介護予防の取組の意義を考えるとなるべくポジティブな表現をしたい。表現については再検討させていただくが、なるべくポジティブに、介護予防を促すような表現にしなければならないと考えている。

2点目については、指摘のとおり介護基盤の整備は保険者として進めなければいけないと考えているし、それに人材は必ずつきものと認識している。人材の確保について、市としてどのようなことができるか、どのような支援ができるかについて内部で議論し、改めて提示させていただきたい。

会長 33ページの「④総合事業の推進」にサービスA型、B型、C型、D型とあるが、注釈をいれていただきたい。

事務局 指摘の文言も含め、説明が必要な用語については注釈をつけたいと考えている。

委員 55ページ「⑤高齢者の権利擁護の強化」の「38. 高齢者虐待と養護者支援」について、内容の2つ目に「指導及び助言」とあるが、たとえ客観的にみて養護者に問題が見受けられたとしても指導というスタンスはなじまない。「指導」以外の言葉で表現できればよいと思う。

事務局 適切な文言に修正したい。

委員 57ページの「(3) 医療と介護の連携強化」の「49. 在宅療養に関わる専門職のスキルアップ」で、昨今ますます誤嚥性肺炎予防の重要性がうたわれている観点から、「在宅療養を支援する医師や看護師、薬剤師、ケアマネジャーなどの専門職の理解を深める取組を進めます」の記述に、「歯科医師」並びに「歯科衛生士」も加えていただければと思う。

事務局 「歯科医師」「歯科衛生士」を盛り込みたいと思う。

副会長 41ページの「2 総合事業の推進」の3段落目で、「介護予防と自立支援」とあるが、逆にして「自立支援と介護予防」としたほうがよい。それから、42ページの「②介護予防ケアマネジメントの充実」について、ここは広義の意味であり、いわゆる予防給付のマネジメントのことではないと考えてよいのか。

事務局 この介護予防ケアマネジメントは、予防給付の部分は含まずに、総合事業の利用の対象者を想定して記載している。

副会長 総合事業のややこしい部分なので、わかりやすく書けたらよいと思う。また、3段目の「介護予防ケアマネジメントの作成」は「介護予防ケアプランの作成」が正しいと思う。

この間、国民生活基礎調査の最新結果が発表され、要介護状態になる原因の

第1位が認知症になった。本市では虐待の例がほとんどないと聞いているが、「認知症に起因する虐待など、人権擁護について専門関係機関との連携に努めます」のような文言があると、具体的な記載ともうまくつながると思う。

43ページの「②認知症の方への対応の更なる充実」の3段落目で、「認知症地域支援推進員を配置し、認知症初期集中支援チームの体制整備を推進します」とあるが、推進員はネットワークカーなので、「認知症地域支援推進員を配置し、この推進員も加わった初期集中支援チームの体制整備を推進します」と記載すると、推進員の働きもわかってよいと思う。

53ページの「(1)生活支援・見守り支援」の2段落目で、「介護保険で補うことができない、在宅生活を支援するサービスを行政が提供する」とある。行政も提供すると思うが、インフォーマルサポートというか、地域の方々の活動のほうが重点だと思う。「行政が提供」という表現でよいのか。

54ページ「④高齢者への在宅支援サービスの提供」の「34.生活支援ヘルパー派遣」に「介護保険のサービスを利用できない高齢者世帯の方に、生活支援ヘルパーを派遣」とあるが、どういう人のことなのか。

58ページ「①相談支援体制の充実」の「55.福祉の総合相談体制」「56.地域での多様な相談体制の整備」で、市役所でも地域包括支援センターでも相談体制を敷くとなっているが、地域包括支援センターは行政の委託業務を行っているので、55番をなくして56番を強化する方法もあると思う。

60ページ「②地域ケア会議の推進」について、担当地区ケア会議と地域ケア会議があり、地域ケア会議には第1層と第2層があるので、注釈をつけてもらえると市民の方がわかりやすいと思う。

60ページ「③生活支援体制の整備」について、社会福祉協議会に地域福祉活動の専門員というか、コミュニティーソーシャルワーカーのような方が配置されているのであれば、その方との連携を書ければよいと思う。

会長 虐待関係の権利擁護については、40ページの3段落目に、「高齢者の尊厳の保持や、権利侵害の予防及び対応を行うとともに」としか書かれていないので、副会長の指摘のような形で対応していただければと思う。

事務局 41ページの「介護予防と自立支援」の入れ替え、42ページの「介護予防ケアプランの作成」への修正については対応したい。

認知症と虐待との関連性、43ページの認知症地域支援推進員の記述、53ページの「行政が提供」の記述については、文言を整理したいと思う。

54ページの「生活支援ヘルパー派遣」については、介護保険の介護認定が出るまでの間、つなぎで生活援助員を派遣するという制度のため「介護保険のサービスを利用できない」という表現になっているが、指摘のとおりわかりにくいため、表現を変えたいと思う。

58ページの55番と56番の統合については、55番は庁内連携として分けて整理しているので、できればこのまますみ分けたいが、いかがか。

- 会 長 庁内連携について記載するとわかりやすいと思う。
- 委 員 53ページの「介護保険で補うことができない、在宅生活を支援するサービスを行政が提供する」という部分について、例えば緊急通報システムのような既存のものをイメージしていたが、そのような認識でよいか。
- 事務局 緊急通報システムも在宅生活を支える大切なサービスなので、それも含んでいる。もし「行政」という言葉のイメージと合わなければ、表現を工夫したい。
- 委 員 41ページの「2 総合事業の推進」にて、もう少し具体的に適切な介護予防ケアマネジメントについて記載していただけるとケアマネジャーとしてはやりやすい。それと、通院等乗降介助を介護保険の部類から広義に持っていくという流れがあるので、次の素案のどこかに盛り込んでいただくと助かる。
- 事務局 41ページについては、リード文のためあっさりした記載にしており、具体的には42ページ「②介護予防ケアマネジメントの充実」で記載している。ただ、リード文についても、もう少し言葉を膨らませて整理をしたいと思う。
- 2点目は介護保険課制度担当の案件のため、確認し、記載が必要であれば次回の素案に反映したいと思う。
- 副会長の指摘の60ページ「③生活支援体制の整備」について、本市は生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に委託しているが、地域福祉コーディネーターを兼務している方もいる。生活支援コーディネーターは高齢者に特化して困り事の対応や地域資源の開発をやっていただいているが、国は地域共生社会ということで、高齢者に限らず障害者や子供に関する困り事もまとめて解決していくのがベストな方法だと示しているため、兼務するのが効率的だと考えている。指摘のとおり高齢者に特化した書き方になってしまっているため、幅広い層の困り事に対応することを念頭に置いて、修正を加えたい。
- 副会長 この間示された第7期の介護保険事業計画の策定ガイドラインでは、共生社会との関連を深く意識して計画をつくることになっている。地域づくりは、地域福祉を意識した仕組みづくりをしなくてはならないので、地域福祉あるいは地域づくりとの融合のようなことが書いてあればよいと思う。
- 委 員 府中市では総合事業の新規の申請の際、要介護・要支援認定で非該当の場合に初めて基本チェックリストを行うという独自の形になっている。ただ、以前の話では、そのようにうたってはいるが、実際はそれに限らないという説明があったと思うので、そこを再確認したい。
- 事務局 ほかの自治体では基本チェックリストのみで総合事業の利用が可能となるところもあるが、府中市ではまず要介護・要支援認定を受けていただき、全国一律の指標の中で度合いを見ることが必要だと考えている。そのため、まずは要介護・要支援認定を勧めるというルートをとっている。ただ、明らかに要介護・要支援認定の申請が必要でない、もしくは申請にまで至らない状況の方のため、状態によっては基本チェックリストのみで総合事業を利用できるようにしている。54ページの生活支援ヘルパーはつなぎのサービスで、暫定プラン

でよいとも思われるが、介護保険の開始以前からある事業のため、今も利用者がいる。その上で、この文言をより誤解のないような形でどう整理するかについてはまた検討したい。

委員 地域包括支援センターの職員に、今の説明がきちんと周知されているかは疑問などところがある。パンフレットには非該当になって初めて基本チェックリストというルートしか書かれていないので、地域包括支援センターの職員に対し、状況次第では基本チェックリストのみのルートもあるということを連絡会や研修などで周知していただきたい。

事務局 総合事業の開始に当たって地域包括支援センターにはルートが2つあることを説明したが、まずは要介護・要支援認定としたことで、少し誤解も生じたと思う。ただ、できることなら要介護・要支援認定を受けていただきたいという考えに変更はないことをご理解いただければと思う。

委員 経済的に余裕のある高齢者ばかりではないことを前提に施策を考えていかなければならない。60ページ「(6) 高齢者の多様な住まい方への支援の推進」の「6.6. 高齢者住宅の運営」とは主として府中市独自の「やすらぎ」という理解でよいか。このような住宅の運営自体は非常に大変だと思うが、所得が少なく住宅に困っている方のための有効活用をこれからも考えていかなければならないと思うし、住・食といった生きる基盤を政策で支えられていないと、どんなに立派な計画をつくっても対象外になる方が出てきてしまう。市内2カ所の養護老人ホームをもっと活用することでセーフティーネットとしての役割が果たせるのではないか。福祉計画でありながら福祉施設に全く触れていないのはどうかと思うので、幅を広げていただければと思う。

府中市は食事サービスがないが、住まいの次は食べることの保障が大事である。高齢者に限らず地域の中で食事をどう循環させていくか、健康的な食事のあり方とはという部分を除外してよいのか。体を動かすことや筋力をつけることだけが予防事業ではなく、衣食住を充実していくことが予防の第一歩なので、お金がなくても市内で生活し続けられるよう、ベースの部分をもう一度見直しながらまとめていただけるとありがたい。

事務局 60ページで示している住まいは、在宅を意識して書いている。養護老人ホームの記載が今のところないので、内部で調整したい。衣食住の部分についても検討し、次回の協議会で説明させていただきたいと考えている。

委員 53ページ「(1) 生活支援・見守り支援」の「2.7. 高齢者見守りネットワークの推進」の2つ目に「府中市高齢者見守りネットワークの周知啓発を強化して～地域で見守り、保護し、連絡する体制を充実します」とある。毎日顔を合わせていたひとり住まいの方同士がいたが、急に片方が顔を見せなくなったため、もう片方の方が地域包括支援センターに行くと、ケアマネジャーから個人情報のため一切教えられないと言われたということがあった。その方がどういう関係だったかをケアマネジャーに言えば教えてもらえるのだろうか。

事務局　いわゆる個人情報の壁は、地域包括支援センターだけでなく、行政側としてもさまざまな部分でぶつかっている。しかしながら、安否を誰も知らないということがあってはならないと考えている。安否について、たとえケアマネジャーであっても、しっかりとわかっている人がいるということは、必ずどこかの世界につながっているということになるので、地域の方の心配はもっともだが、そこは少し融通していく必要があるとも考えている。ただし、これが誰ともつながっていないとなると、また別の話になってくるので、そこは行政としてもさまざまな手を尽くして状況把握に努めなければならないと考えている。ケアマネジャーとしても、個人情報の遵守とのせめぎ合いもあると思うが、可能な限りその方の状況や外の世界とつながっているかどうかを把握していくことが重要だと考えている。

(2) その他

ア　平成29年度認知症高齢者グループホームの公募の結果について事務局より報告。

イ　日程について

第5回協議会は10月5日（木）午前10時から、市役所北庁舎3階の会議室にて開催する。

ウ　会議録について

第3回協議会の会議録は承認された。

以上